

# 経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しについて

経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しについては、財務大臣通達により、厚生年金の財政検証が行われたときは、国家公務員共済組合（国共済）と地方公務員共済組合（地共済）を合算して作成することとされています。

厚生労働省が公表した2019（令和元）年財政検証における経済前提ケースⅠ～Ⅴを前提に計算した結果、いずれのケースにおいても、積立金に不足が生じることはなく、経過的長期給付の年金の支払いに必要な財源は確保されている見通しとなっております。

※ 平成16年から国共済と地共済は財政単位が一元化されています。

（単位：億円）

年度		ケースⅠ				ケースⅡ				ケースⅢ				ケースⅣ				ケースⅤ			
令和	西暦	収入	支出	年度末積立金	年度末積立金 (当初価格)	収入	支出	年度末積立金	年度末積立金 (当初価格)	収入	支出	年度末積立金	年度末積立金 (当初価格)	収入	支出	年度末積立金	年度末積立金 (当初価格)	収入	支出	年度末積立金	年度末積立金 (当初価格)
元	2019	4,232	7,297	217,748	214,108	4,232	7,297	217,748	214,108	4,232	7,297	217,748	214,108	4,232	7,297	217,748	214,108	4,232	7,297	217,748	214,108
2	2020	4,139	7,369	214,518	207,406	4,139	7,361	214,525	207,413	4,139	7,361	214,525	207,413	4,138	7,357	214,529	207,417	4,138	7,357	214,529	207,417
3	2021	4,044	7,563	211,000	200,595	4,043	7,537	211,032	200,625	4,043	7,537	211,032	200,625	4,043	7,527	211,045	200,637	4,043	7,527	211,045	200,637
4	2022	3,947	7,618	207,329	193,810	3,946	7,563	207,414	193,890	3,946	7,561	207,416	193,891	3,944	7,529	207,460	193,933	3,944	7,529	207,460	193,933
5	2023	3,932	7,728	203,533	187,007	3,931	7,653	203,692	187,154	3,929	7,620	203,725	187,184	3,478	7,538	203,400	187,290	3,478	7,538	203,400	187,290
6	2024	3,832	7,955	199,409	180,085	3,833	7,875	199,650	180,303	3,830	7,782	199,774	180,414	3,160	7,631	198,929	180,627	3,160	7,631	198,929	180,627
7	2025	4,141	8,053	195,498	173,176	4,144	7,971	195,823	173,464	4,143	7,846	196,071	173,684	3,278	7,574	194,633	174,080	3,278	7,574	194,633	174,080
12	2030	9,252	8,968	185,614	138,716	8,339	8,838	184,662	139,329	7,432	8,656	183,884	140,079	5,817	7,637	178,215	142,591	5,091	7,595	176,824	142,582
17	2035	9,154	9,475	185,106	108,391	8,071	9,155	180,284	109,154	7,047	8,785	176,077	110,247	5,412	7,662	167,724	114,643	4,645	7,413	163,520	114,849
22	2040	8,984	9,555	182,532	83,746	7,748	9,040	174,016	84,545	6,635	8,490	166,811	85,846	5,002	7,318	156,076	91,136	4,214	6,962	149,545	91,488
32	2050	8,939	8,049	183,135	51,583	7,394	7,174	167,587	52,430	6,117	6,393	155,318	53,999	4,414	5,368	139,139	59,293	3,588	4,930	128,719	59,745
42	2060	10,155	5,541	210,232	36,353	8,119	4,660	185,973	37,465	6,556	3,817	168,346	39,539	4,461	3,055	142,137	44,205	3,497	2,697	126,865	44,676
52	2070	13,839	2,875	289,091	30,689	10,660	2,284	246,320	31,953	8,359	1,748	216,396	34,336	5,293	1,372	169,941	38,571	4,006	1,135	146,461	39,131
62	2080	21,335	980	447,522	29,165	15,731	737	364,930	30,483	11,842	527	307,622	32,975	6,935	406	223,437	37,010	5,059	320	185,586	37,619
72	2090	34,417	171	722,674	28,914	24,214	122	562,239	30,242	17,399	82	452,319	32,755	9,426	62	303,956	36,743	6,618	47	242,949	37,364
82	2100	56,019	9	1,176,402	28,895	37,577	6	872,627	30,224	25,739	4	669,215	32,739	12,907	3	416,259	36,723	8,717	2	320,048	37,344
92	2110	91,248	0	1,916,211	28,895	58,356	0	1,355,148	30,224	38,100	0	990,592	32,738	17,686	0	570,368	36,722	11,490	0	421,834	37,344
97	2115	116,458	0	2,445,625	28,895	72,722	0	1,688,761	30,224	46,354	0	1,205,207	32,738	20,703	0	667,658	36,722	13,191	0	484,292	37,344

(注) 1. 年度末積立金（当初価格）とは、運用利回りにより、平成30年度末の価格に換算したものである。  
2. 本表は、財務大臣への報告に基づき、地共済と共通の様式により作成したものである。

## 作成にあたっての根拠規定等

被用者年金一元化法附則第86条の2の規定により、政府は、国家公務員共済組合に係る経過的長期給付について、その収支・積立金の状況に鑑み、必要があると認められるときは、国家公務員共済組合の経過的長期給付の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする事とされています。(地方公務員共済組合にも同様の規定あり。)

また、財務大臣通達(平成27年9月30日付 財計第2889号)第9項において、厚生年金保険の財政検証が実施されたときは、国家公務員共済組合(国共済)と地方公務員共済組合(地共済)を合算した経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しを作成し、財務大臣に報告することとされています。

当連合会では、本年8月27日に厚生労働省が2019(令和元)年財政検証結果を公表したことを受け、財政検証における経済前提ケースⅠ～Ⅴを前提とした「経過的長期給付に係る財政の現況及び見通し」を作成し、財務大臣に報告しました。

### (参考1)被用者年金一元化法附則第86条の2

政府は、国の組合の経過的長期給付について、その収支及び国の組合の経過的長期給付積立金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、国の組合の経過的長期給付の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

### (参考2)財務大臣通達(平成27年9月30日付 財計第2889号)

#### 9 国の組合の経過的長期給付に係る財政状況の財務大臣への報告について

連合会は、一元化法附則第86条の2に規定する検討に資するために、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第2条の4に規定する財政の現況及び見通しが作成されたときは、国の組合の経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しを作成し、財務大臣に報告することとする。なお、当該国の組合の経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しについては、地方公務員共済に係るものと合算して作成するものとする。